

戦没者遺族旅客運賃割引規則

1947.8.1 制 定

2013.4.1 改 定

(適用範囲)

第 1 条 この規則は、靖国神社に合祀された戦没者(1944年までに合祀された者を除く。)の遺族のうち、戦没者遺族旅客運賃割引証(以下「旅客運賃割引証」という。)の交付を受けた者が靖国神社に参拝のため、当社線(本線、阪神なんば線及び武庫川線)とJR線とにまたがり乗車する場合に、阪神電気鉄道株式会社(以下「当社」という。)と旅客との間で締結する、鉄道による旅客の運送等に関する契約に適用され、契約の内容となる。

(遺族)

第 2 条 この規則において「遺族」とは、戦没者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあった者を含む。)、子(戦没者の死亡の当時胎児であった者を含む。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、かつ、戦没者の死亡の当時日本の国籍を有していた者をいう。

(乗車券の種類)

第 3 条 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で往復となるものに限る。

(取扱区間)

第 4 条 取扱区間は、居住地最寄りの当社線各駅と、東京都区内JR線各駅との相互間で、往路(往復乗車券の往片)は居住地の最寄り駅から、東京都区内の駅まで、復路(往復乗車券の復片)は東京都区内の駅から、居住地の最寄り駅までとなる場合に限る。この場合、連絡運輸区域外であっても、この取扱いをする。

(割引率)

第 5 条 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃の割引率は、当社線及びJR線とも5割とする。

(旅客運賃割引証の提出)

第 6 条 遺族は、乗車券購入の際、旅客運賃割引証を提出しなければならない。

(証明書の呈示)

第 7 条 遺族は、この割引証により乗車券を購入するとき、又はこれを使用するときは、必ず戦没者遺族証明書(以下「証明書」という。)を携帯し、係員から請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

(旅客運賃割引証、証明書等の様式)

第 8 条 旅客運賃割引証、証明書等の様式は、次のとおりとする。

表

<p style="text-align: center;">戦没者遺族旅客運賃割引証 第.....号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%;">乗車船 区 間</td> <td style="width:45%;">往路 駅から (経由) 駅まで</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> <tr> <td>復路 駅から (経由) 駅まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>戦没者 氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>戦没者との 続 柄</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>遺族の氏名・ 年 齢</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">(才)</td> </tr> <tr> <td>遺族の 住 所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">旅客鉄道会社線 ・連絡会社線 普通旅客運賃 5割</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="2">何年何月何日まで</td> </tr> </table> <p>発行年 月 日 発行 発行者 市・区・町・村長 氏名 公印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td style="width:15%;">(発行駅)</td> <td style="width:15%;">(乗車券番号)</td> <td style="width:15%;">(発行年月日)</td> <td style="width:15%;">割引コード</td> </tr> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(発売運賃)</td> <td>(差額運賃)</td> <td>51</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">9.1cm</p>	乗車船 区 間	往路 駅から (経由) 駅まで		復路 駅から (経由) 駅まで		戦没者 氏 名			戦没者との 続 柄			遺族の氏名・ 年 齢	(才)		遺族の 住 所			割引率	旅客鉄道会社線 ・連絡会社線 普通旅客運賃 5割		有効期限	何年何月何日まで		(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	51	<p style="text-align: center;">戦没者遺族証明書 下記の者は、戦没者の遺族であるこ とを証明する。</p> <p style="text-align: center;">第.....号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width:10%; text-align: center; vertical-align: middle;">遺 族</td> <td style="width:30%;">戦没者氏名</td> <td style="width:60%;"></td> </tr> <tr> <td>戦没者との 続 柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名・ 年 齢</td> <td style="text-align: right;">(才)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> </table> <p>有効期限 何年何月何日まで</p> <p>発行年 月 日 発行 発行者 市・区・町・村長 氏名 公印</p> <p style="text-align: center;">9.1cm</p>	遺 族	戦没者氏名		戦没者との 続 柄		氏名・ 年 齢	(才)	住 所		<p style="text-align: center;">× × 戦没者遺族旅客運賃割引証 戦没者遺族証明書 (市区町村長保存) 発行控</p> <p style="text-align: center;">第.....号</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">戦没者氏名</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>戦没者との 続 柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遺 族 の 氏名・年齢</td> <td style="text-align: right;">(才)</td> </tr> <tr> <td>遺族の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅客運賃割引 証・証明書の 有効期限</td> <td>何年何月何日まで</td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">9.1cm</p>	戦没者氏名		戦没者との 続 柄		遺 族 の 氏名・年齢	(才)	遺族の住所		旅客運賃割引 証・証明書の 有効期限	何年何月何日まで	発行年月日	年 月 日
乗車船 区 間		往路 駅から (経由) 駅まで																																																				
	復路 駅から (経由) 駅まで																																																					
戦没者 氏 名																																																						
戦没者との 続 柄																																																						
遺族の氏名・ 年 齢	(才)																																																					
遺族の 住 所																																																						
割引率	旅客鉄道会社線 ・連絡会社線 普通旅客運賃 5割																																																					
有効期限	何年何月何日まで																																																					
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード																																																			
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	51																																																			
遺 族	戦没者氏名																																																					
	戦没者との 続 柄																																																					
	氏名・ 年 齢	(才)																																																				
	住 所																																																					
戦没者氏名																																																						
戦没者との 続 柄																																																						
遺 族 の 氏名・年齢	(才)																																																					
遺族の住所																																																						
旅客運賃割引 証・証明書の 有効期限	何年何月何日まで																																																					
発行年月日	年 月 日																																																					

備考 この旅客運賃割引証及び証明書の有効期間は、調製の都度、相当の年月日を印刷する。

裏

<p>(注 意) この控片は、市区町村において、戦没者遺族旅客運賃割引証及び戦没者遺族証明書を発行した場合の控とする。</p>	<p>(注 意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、戦没者遺族旅客運賃割引証によって乗車券を購入するとき又はその乗車券を使用するときは、必ず携帯し、鉄道係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。 2 この証明書は、旅客運賃割引証の発行を受ける際、市区町村長に提出し、発行を受けなければならない。 3 この証明書の記入事項は、すべて発行者が記入しなければならない。 4 この証明書は、発行者の発行を受けないもの又は発行者が必要事項を記入しないものは、使用することができない。 5 この証明書は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。 6 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、発行者の公印による証明があるときに限って有効とする。 7 この証明書の有効期間は、発行の日から表記の有効期限までとする。但し、有効期限を経過した場合であつても割引乗車券がまだ有効期間中であるときは、その割引乗車券の有効期間中は便宜これを有効なものとする。 	<p>(注 意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この割引証は、靖国神社に合祀された戦没者（昭和19年までに合祀された者を除く。）の遺族（旅客鉄道会社の定める範囲内の者に限る。）が、靖国神社に参拝のため旅客鉄道会社線又はこれと連絡会社線とにまたがり乗車船する場合に限って使用することができる。 2 この割引証は、市区町村長に使用遺族の氏名、年齢、戦没者との続柄及び住所を届け出て、発行を受けなければならない。 3 この割引証によって旅客運賃割引の取扱を受ける者は乗車券を購入するとき又はその乗車券を使用するときは、必ず戦没者遺族証明書を携帯し、鉄道係員の請求があつたときは、いつでもこれを呈示しなければならない。 4 この割引証によって購入できる乗車券は、普通乗車券又は団体乗車券で、往復（連絡運輸とならないもので、順路が2途以上ある場合には、その順路内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。 5 取扱区間は、居住地もより（遺族団体の場合は、旅客集合地もより。以下同じ。）の旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路は居住地もよりの駅から東京都区内の駅まで、復路は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。 6 この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。 7 この割引証によって購入した乗車券所持の旅客に対しては、経路の変更（変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。）に限って取り扱う。 8 この割引証の乗車船区間以外の事項は、発行者が記入しなければならない。 9 この割引証は、発行者の発行を受けないもの又は発行者が記入する事項を記入しないものは、使用することができない。 10 この割引証又はこの割引証によって購入した乗車券は、他人に譲渡し又は他人が使用することはできない。 11 この割引証に記入した事項を訂正した場合は、次の証明がある場合に限って有効とする。 (1) 発行者の記入する事項については発行者の公印 (2) 使用者の記入する事項については使用者の認印 12 この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限までとする。
---	--	---

(旅客運賃割引証、証明書等の配付)

第 9 条 旅客運賃割引証(証明書及び発行控片を含む。)は、JRにおいて調製し、厚生労働省、都道府県及び市区町村を經由して合祀通知状を受領した遺族に配付する。配付を受けた遺族は、使用する遺族が確定した場合には、これを市区町村長に提出して発行を受けなければならない。

2 旅客運賃割引証及び証明書の配付枚数は、戦没者1人について2枚(2人分)とする。

3 旅客運賃割引証及び証明書は、再交付の取扱いをしない。

(注) 市区町村長が、遺族に対して、旅客運賃割引証及び証明書を交付する方法は次による。

1. 市区町村長は、靖国神社から合祀の通知があった遺族(合祀通知状を受領した者)に対し、戦没者1人について2枚の旅客運賃割引証(証明書及び発行控片を切離さずに)を配付する。この場合、市区町村長は、旅客運賃割引証、証明書及び発行控片に番号及び戦没者の氏名だけを記入する。
2. 前号によって、旅客運賃割引証の配付を受けた遺族は、旅客運賃割引証を使用する遺族が確定した場合、交付を受けた市区町村長に、その使用遺族の氏名、年齢、戦没者との続柄及び住所を届出るとともに、旅客運賃割引証及び証明書(発行控片を切離さずに)を提出し、その発行を受ける。
3. 前号によって、旅客運賃割引証及び証明書の請求を受けた市区町村長は、その使用遺族が使用資格者であることを確認のうえ、戦没者との続柄、遺族の氏名、年齢、住所、発行年月日及び発行者名を記入し、発行者の公印を押印して遺族に交付する。この場合、発行控片は切離して発行の控とする。

(旅客運賃割引証及び証明書の有効期間)

第 10 条 旅客運賃割引証及び証明書の有効期間は、発行の日から旅客運賃割引証及び証明書に記載された期限までとする。ただし、証明書については、その有効期限を経過した場合であっても、割引乗車券がまだ有効期間中であるときは、その割引乗車券の有効期間中は便宜これを有効なものとする。

(旅客運賃計算方の特例)

第 11 条 この割引による乗車券の旅客運賃は、往路と復路とのキロ程は打切って各別に計算する。

(区間変更等の取扱いの禁止)

第 12 条 この割引による乗車券所持の旅客に対しては、区間変更(発駅変更を含む。)の取扱いをしない。